

## 別添 2 飼養衛生管理強化支援事業

### 第 1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を実施する場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 飼養衛生管理強化施設整備等事業

養豚経営体が肉豚を飼養していた飼養管理施設で飼養衛生管理を強化した上で経営を再開するにあたり、その負担の軽減を図るため、緊急支援計画に基づき養豚経営体で作成する飼養衛生管理強化に関する計画(以下「衛生強化計画」という。)に基づき行う、施設の整備並びに機械及び器具の導入(それらの補改修及び設置のための付帯工事を含む。以下同じ。)(以下「施設整備等」という。)に対する支援

#### 2 飼養衛生管理強化推進事業

衛生強化計画作成への支援及び 1 の事業の円滑な推進を図るために行う取組

### 第 2 対象者

第 1 の施設整備等を実施する養豚経営体は、次のいずれかの施設において肉豚の経営を再開する者とする。

- 1 別添 1 の早期出荷等クリアリング支援事業に取り組んだ飼養管理施設
- 2 要綱第 2 の 3 で規定する対象地域に所在し、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 16 条の規定に基づき豚コレラの患畜又は疑似患畜としてと殺された肉豚を飼養していた飼養管理施設

### 第 3 補助対象の範囲

- 1 第 1 の 1 の事業における補助対象の範囲は、次に掲げる施設整備等とする。ただし、(2)の施設整備等については必要な理由を記した書面を作成し、第 4 の 4 の (2) の事業実施計画書に添付すること。

(1) 別表 2 に掲げる施設、機械及び器具(以下「施設等」という。)の施設整備等のうち取組主体が設置する家畜防疫員その他の畜産防疫に関する専門家から成る認定委員会(以下「認定委員会」という。)が養豚経営体の飼養管理施設ごとに衛生管理強化のために必要であると認めたもの

(2) 別表 2 に掲げる施設等の施設整備等と同等の効果を有するとして、同表に掲げる施設等以外の施設整備等で養豚経営体の飼養管理施設ごとに衛生管理強化のために認定委員会が特に必要であると認めたもの

- 2 第1の1の事業により補助対象として導入する機械及び器具（以下「補助対象機械等」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械等は、原則として新品とする。ただし、取組主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械等は、その設置時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 施設整備等は、畜舎の建て替え・増築等、衛生管理の強化以外の内容及び既存施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等するいわゆる更新は補助の対象外とするものとする。
- 5 施設整備等に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。
- 6 養豚経営体が機械及び器具（以下「機械等」という。）を導入する場合に、当該機械等の取得に必要な費用の一部を取組主体が助成する取組については、次のいずれかに該当する場合に限り、緊急支援計画を作成した取組主体に対して必要な経費を補助する。
  - (1) 養豚経営体が機械等の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき。
  - (2) その他、緊急支援計画の達成のために必要であると認定委員会が認めるとき。
- 7 養豚経営体が施設を整備する場合に、当該施設の整備に必要な費用の一部を取組主体が助成する取組について、緊急支援計画を作成した取組主体に対して必要な経費を補助する。

#### 第4 事業の実施等

##### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

##### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものと

する。

### 3 衛生強化計画の作成

- (1) 取組主体は、認定委員会が承認した養豚経営体の衛生強化計画を取りまとめ、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 衛生強化計画の作成に当たっては、取組主体の指定する者が衛生強化計画の対象となる養豚経営体に対して現地調査を実施することとする。
- (3) 認定委員会が(1)により衛生強化計画を承認するにあたっては、同計画に必要な施設整備等の内容が記載されており、また同計画が(2)の調査結果を踏まえたものとなっているか確認するものとする。

### 4 事業実施計画の作成等

- (1) 取組主体は、事業実施計画書を作成し、取組主体が生産者集団等である場合にあっては、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された事業実施計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、自ら作成する事業実施計画と合わせて別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとし、事業実施主体はこの理事長の承認を受けた後に(1)の承認を行うものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画(第3の1のただし書により作成する書面を含む。)を県を通じて農林水産省消費・安全局動物衛生課長に協議するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)で提出のあった事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、(1)及び(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増減

オ 補助金の増又は30%を超える減

カ 設置場所の変更

### 5 事業名等の表示

この事業により施設整備等を実施した施設等(以下「補助対象施設等」という。)には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体の名称等を表示するものとする。

### 6 機械等の導入の実施に係る留意事項

- (1) 補助対象機械等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。
- (2) 補助対象機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者

から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(3) 養豚経営体は、補助対象機械等の性質に応じて、メーカー等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理に努めるものとする。

(4) 補助対象機械等は法定耐用年数以上利用するものとする。

(5) 養豚経営体は、補助対象機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）の加入に努めるものとする。

(6) 養豚経営体は、天災その他の災害により、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、取組主体を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(7) 養豚経営体は、補助対象機械等について、処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、取組主体を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、理事長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該機械等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いの定めるところにより、理事長に報告を行うものとする。

(8) 養豚経営体は、補助対象機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械等の設置を行った後、その写しを速やかに取組主体に提出するものとする。取組主体は、養豚経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(9) 養豚経営体は、補助対象機械等について移転、更新又は主要機能の変更若しくは飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築及び模様替え等を当該機械等の耐用年数期間内に行う場合は、あらかじめ、取組主体を経由して事業実施主体にこれを届け出て、その指示を受ける

ものとする。

事業実施主体は、当該届出があった場合、養豚経営体への指示に先立ち、畜産業振興事業の実施について15の(3)により理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

#### 7 施設の整備に係る留意事項

- (1) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (2) 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、取組主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (3) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (4) 整備施設の管理等については、6の(7)から(9)までの規定を準用するものとする。

#### 8 事業の着工等

- (1) 養豚経営体による本事業の着手は、原則として、事業実施主体から取組主体に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、事業実施主体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、取組主体は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、理事長にその写しを提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

#### 9 取組主体による現地確認

- (1) 本事業による施設整備等完了後、経営再開前に、取組主体の指定する者が再度現地調査において適切な施設整備等が行われたことを確認し、確認内容に対する調書を作成するとともに、当該調書を事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出を受けた調書を取りまとめ、実績報告書に添付するものとする。

## 1 0 財産の処分制限期間における取扱い

- (1) 養豚経営体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）については、補助金交付の翌年度から処分制限期間において、取組主体の長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 養豚経営体が（1）により取組主体の長の承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を取組主体に納付させることがある。
- (3) 取組主体は、（1）により承認しようとする場合は、あらかじめ、事業実施主体を経由して理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体は、（3）により理事長の承認を受けようとする場合には、畜産業振興事業の実施について別添2の畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いによるものとする。
- (5) 取組主体は、（2）により養豚経営体からその収入の全部又は一部の納付を受けた場合には、当該相当額を事業実施主体を経由して機構に返還しなければならない。

## 1 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

## 第5 機構の補助

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
  - (1) 国庫補助事業等において補助金等の交付を受けている経費
  - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書を理事

長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

## 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

- (1) 養豚経営体は、第1の1の事業により施設整備等を実施した場合は、事業実績報告書を速やかに作成し、取組主体に提出するものとする。事業実績報告書の提出を受けた取組主体は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、事業実績報告書を作成し、事業実施主体が定める期日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)の事業実績報告を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績報告書を作成し、理事長及び県知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 管理状況の報告

- 1 養豚経営体は、補助対象施設等（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）に係る管理状況の報告書を、施設整備等が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、取組主体を経由して事業実施主体に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、1により提出された報告書を取りまとめの上、別紙様式第6号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長及び県知事に報告するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。



- 2 事業実施主体は、取組主体から、補助対象施設等の処分制限期間中、利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
  - (1) 養豚経営体が経営を中止したとき。
  - (2) 設置した補助対象施設等が滅失したとき。
  - (3) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
  - (4) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。
- 3 事業実施主体は、2により取組主体から補助金の返還を受けた場合には、当該相当額を機構に返還するものとする。
- 4 事業実施主体は、自ら第1の1の事業による支援を実施した場合であつて、支援した養豚経営体について2に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになったときにおいて、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の全部又は一部を機構に返還するものとする。

#### 第10 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

#### 第11 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体、生産者集団等及び養豚経営体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
<p>1 飼養衛生管理強化支援事業</p> <p>(1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業</p> <p>(2) 飼養衛生管理強化推進事業</p>	<p>養豚経営体による衛生強化計画に基づく施設整備等を助成する取組について、必要な経費</p> <p>養豚経営体の衛生強化計画作成への支援や(1)の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>2 推進指導事業</p>	<p>事業実施主体が1の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費</p>	<p>定額</p>

別表 2

項目	目的	対象
1 農場の衛生管理区域の厳格区分	(1) 人の出入対策	更衣室・シャワーユニット
	(2) 物の出入対策	①パスボックス
		②燻蒸庫
	(3) 車の出入対策	①出荷台
		②車両消毒施設
		③飼料搬入パイプ
	(4) 野生動物対策	①侵入防止フェンス
		②死体保冷保管庫
(5) 注意喚起	看板	
(6) 施設等消毒	高圧洗浄機	
2 その他発生子防・まん延防止	(1) 飲水消毒	飲水消毒装置
	(2) 環境からの感染防止	豚舎間通路
	(3) 野生動物対策	①壁等（小動物侵入防止）
②防鳥ネット		

注：補助対象施設等の設置に当たっては、その設置に必要なとなる簡易な資材を対象に含むことができるものとする。

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書の承認（変更）申請について

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第4の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 飼養衛生管理強化支援事業 (1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業 (2) 飼養衛生管理強化推進事業 2 推進指導事業				
合 計				

【添付資料】

- (1) 別添1 飼養衛生管理強化支援事業（取組主体が行う事業内容）
- (2) 別添2 推進指導事業
- (3) 緊急支援計画
- (4) 衛生強化計画
- (5) 事業費積算及び事業費の根拠資料
- (6) 実施要綱別添2の第4の4の(2)の農林水産省消費・安全局動物衛生課長との協議が整ったことを証する書類（写し）

注1：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、上段に変更前を（ ）書で記載すること。

注2：実施計画書の変更申請にあつては、頭書中「要綱別添2の第4の4の(2)」とあるのは、「要綱別添2の第4の4の(3)」とすること。

別添1 【飼養衛生管理強化支援事業】

(1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業

取組主体	時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
	計					
合計						

【添付資料】 取組主体の推進事業に係る事業実施計画書

(2) 飼養衛生管理強化推進事業

取組主体	養豚経営体	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
	計					
合計						

別添2 【推進指導事業】

事業の内容

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催にあたっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり



### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 飼養衛生管理強化支援事業 (1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業 (2) 飼養衛生管理強化推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書で記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書（変更）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第2号の様式に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(飼養衛生管理強化支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店  
預金種類 普通預金・当座預金  
口座番号  
口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第2号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等                              銀行                              支店

預金種類                                      普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第6号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度における豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第7の2の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）

2 管理状況

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況」のとおり

別紙様式第6号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況

（令和 年度導入、令和 年 月 日現在）

取組主体	養豚経営体	事業内容	完了年月日	管理状況	備考

【添付書類】

- ・養豚経営体ごとに作成した管理状況報告書

別紙様式第7号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- |   |                                                        |   |   |
|---|--------------------------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                            | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                                       | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）



- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料